

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 次の各問に答えなさい。

- (1) 消費税法では、輸出免税制度が採用されており、消費税の課税事業者が、国内において行う課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条の規定に該当するものは消費税が免除される。
- イ この免除の対象となる取引及びその適用を受けるための要件について簡潔に述べなさい。なお、免除を受けるための要件については、その取引の態様ごとに、その取引に該当することを証明する方法を記載すること。
- ロ 輸出免税制度が採用されている理由について、国境を越えて行われる取引に係る消費税の課税の考え方に触れつつ、簡潔に述べなさい。
- 記 消費税法第8条に規定する輸出物品販売場制度及び消費税法以外の法令の規定により消費税が免除されるものについては、触れる必要はない。

〔第二問〕

問2 消費税法第37条第1項に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）に関して、次の各問に答えなさい。

- (1) 個人事業者Aは、高齢となった父親Bが経営していた事業（ケーキの製造業）を1年前（前課税期間）に承継した。事業の承継前におけるBの年間の課税売上高は約3,000万円（税込）で推移しており、Bは消費税の申告に当たり、簡易課税制度を選択していた。Aは、もともと不動産貸付業を営み、年間の課税売上高は約2,500万円（税込）で推移し、消費税の課税事業者であるが、これまで簡易課税制度の適用を選択していない。
- Aは、事業の承継を機に設備を更新することとし、本年（当課税期間）において新たな製造用機械900万円（税込）の購入を行った。Aは、本年（当課税期間）までは、引き続き一般課税により消費税の申告を行うこととし、翌年（翌課税期間）から簡易課税制度の適用を受けたいと考え、本年末までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することとした。
- なお、A、Bの事業は記載したものがすべてであり、それぞれの事業に係る課税売上高は各年で一定であることを前提とし、また、A、Bはこれまで「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書）を提出したことはない。
- この場合において、Aの翌課税期間における消費税の前易課税制度の適用について、次の各項目に触れながら述べなさい。
- イ 簡易課税制度の適用要件
- ロ 消費税簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合

TAC予想問題

- 実力完成答練 第1回〔第一問〕問1 (1)
- 合格情報レジュメ テーマ4 2

問1 次の問に答えなさい。

- (1) 消費税法に規定する免税について、法令に定める事項を簡潔に述べなさい。

ただし、輸出物品販売場における輸出品の譲渡に係る免税及び消費税法以外の法律等に基づく免税については、説明を要しない。

輸出免税等（制度概要）

本来課税される取引であっても、国外での消費をもたらすものについては「消費地課税主義」の観点から、この免税制度が設けられている。

（消費地課税主義）

国内において消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「消費地課税主義」という。

したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

- 実力完成答練 第3回〔第一問〕

問1 消費税法の次の規定に関する問について、解答しなさい。
消費税法第9条第1項では、次のとおり規定している。

（小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除するただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

この規定における「基準期間における課税売上高」について、その意義を述べなさい。

また、「納税義務の有無の判定」と同時に「消費税法第37条第1項の適用の有無の判定」を行うが、その規定についても述べなさい。

ズバリ的中!

〔第一問〕問 2

(2) 簡易課税制度における消費税額の計算においては、事業の種類ごとの区分（事業区分）に応じた一定の控除割合（みなし仕入率）を用いるが、消費税法に規定する各事業区分に該当する事業の意義及び各事業区分に適用されるみなし仕入率について述べなさい。

(3) 簡易課税制度の適用を受ける場合に、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額とされる金額について、原則的な計算方法及び複数の事業を営んでいる場合に適用できる特例的な計算方法について述べなさい。また、事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合の適用関係について述べなさい。

※ 解答に当たり、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

●理論ドクター テーマ7 P106～107

参考 みなし仕入率（令57）

(1) みなし仕入率

- ① 第一種事業（卸売業）…………… 90%
- ② 第二種事業（小売業）…………… 80%
- ③ 第三種事業（製造業等）…………… 70%
- ④ 第四種事業（その他の事業）…………… 60%
- ⑤ 第五種事業（サービス業等）…………… 50%
- ⑥ 第六種事業（不動産業）…………… 40%

(2) 2種類以上の事業を営む場合

① 原則

売上げに係る消費税額のうち第一種事業から第六種事業に係る消費税額にそれぞれ①の率を乗じて計算した金額の合計額の占める割合とする。

② 特例

イ 2種類以上の事業を営む事業者で、特定一事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合には、その特定一事業のみなし仕入率をその特定一事業以外の事業に係る消費税額に対しても適用することができる。

ロ 3種類以上の事業を営む事業者で、特定二事業の課税売上高の合計額が全体の75%以上を占める場合には、その特定二事業のうち低い方のみなし仕入率をその特定二事業以外の事業に係る消費税額に対しても適用することができる。

ハ 事業者が、事業ごとに区分していない課税資産の譲渡等については、そのうち最も低いみなし仕入率の事業に係るものとして、みなし仕入率を適用する。

(3) 事業区分

① 第一種事業（卸売業）

他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないて他の事業者に対して販売する事業をいう。

② 第二種事業（小売業）

他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないて販売する事業で第一種事業以外のものをいう。

③ 第三種事業（製造業等）

農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、①②に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。

④ 第四種事業（その他の事業）

①から③及び⑤⑥以外の事業をいう。

⑤ 第五種事業（サービス業等）

運輸通信業、金融業、保険業及びサービス業（飲食店業に該当するものを除く。）をいい、①から③に該当するものを除く。

⑥ 第六種事業（不動産業）

不動産業をいい、①から③及び⑤に該当するものを除く。

〔第二問〕問 1 前提資料

問 1 株式会社甲（以下「甲社」という。）は不動産業を営んでいる法人であり、甲社の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの当課税期間（事業年度）における取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。

〔第二問〕問 1 資料 1

1 甲社は、平成10年4月1日に資本金10,000,000円で設立された内国法人である。甲社は、毎年1月1日から12月31日までを事業年度としていたが、前々事業年度から事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までとする変更を行っている。

2 甲社の前事業年度以前の取引等の状況は、次のとおりである。なお、前事業年度以前の課税期間については、すべて消費税の課税事業者である。

取引の状況	自平成28年1月1日 至平成28年12月31日 (前々事業年度)	自平成29年1月1日 至平成29年9月30日 (前々事業年度)	自平成29年10月1日 至平成30年9月30日 (前事業年度)
資産の譲渡等の金額	835,919,320円	614,241,600円	1,081,998,360円
うち非課税取引に係るもの	95,332,000円	301,884,000円	815,436,000円

●全国公開模試〔第二問〕問 1 前提資料

問 1

不動産賃貸、仲介業を営む甲株式会社（平成21年設立。以下「甲社」という。）の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの当課税期間（事業年度）におけるその損益計算書の科目の内訳その他消費税の計算に必要な事項は、下記の【資料】のとおりである。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料】I 2

2 甲社の各課税期間（事業年度）の取引は次のとおりである。表中の「非課税取引に係るもの」には、消費税法第31条に規定する非課税資産の輸出等を行った場合の特例が適用される取引はない。なお、平成30年1月1日開始事業年度にて、事業年度を4月1日から翌年3月31日までに変更している。

取引の状況	前々々事業年度 自平成29年1月1日 至平成29年12月31日	前々事業年度 自平成30年1月1日 至平成30年3月31日	前事業年度 自平成30年4月1日 至平成31年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	201,000,000円	113,250,000円	485,930,700円
Iのうち非課税取引に係るもの	91,500,000円	1,580,000円	28,750,000円
IIの売入れに係る対価の返還等	1,037,450円	1,075,000円	6,748,700円
IIのうち非課税取引に係るもの	0円	0円	275,000円

ズバリ的中!

〔第二問〕問1 資料3 3 甲社の前課税期間（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、18,800,000円（消費税14,805,000円、地方消費税3,995,000円）である。	●全国公開模試〔第二問〕問1 5 A社の前課税期間に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、5,212,900円（消費税4,105,200円、地方消費税1,107,700円）である。
〔第二問〕問1 資料5 (1) ① A建物（居住用マンション）の賃貸料収入 25,340,000円 当該建物は、平成19年9月18日に468,000,000円（うち土地200,000,000円、建物268,000,000円）で取得したマンションである。 上記賃貸料収入には、原状回復費相当額580,000円が含まれている。この原状回復費相当額は、当課税期間の6月30日に賃貸借契約が終了した賃借人が退去したため、その賃借人に代わり甲社が原状回復工事を行っており、その際に要した費用相当額としてその賃借人から預かっている敷金から差し引いたもので、当該敷金の残額は当期の7月31日にその賃借人に返還している。 なお、実際に要した原状回復費用と実額清算されるものではない。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料5 (1)③ (ハ) (ハ) 原状回復収入 51,000円 退去時に原状回復に要する費用の賃借人負担分を受受したものであり、実際に要した原状回復に係る修繕費用と実費精算されるものではない。 上記金額の内訳は、次のとおりである。 イ 上記イに係るもの 19,000円 外国の書記官に対する賃貸に係るものではない。 ロ 上記ロイに係るもの 32,000円
〔第二問〕問1 資料5 (1)④ ④ D建物（居住用マンション）の賃貸料収入 8,540,000円 当該建物は、前事業年度の7月に国外において71,000,000円（うち土地14,300,000円、建物56,700,000円）で購入し、賃貸しているものである。 なお、居住者の利便性向上のため、当期の11月に国内の事業者であるメーカーから宅配ボックスを378,000円で購入し、これを輸送して（輸送時の当該宅配ボックスの本船甲板渡し価格は400,000円であった。）、D建物に取り付けた。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料5 (1)④ ④ 地質調査事業収入 18,580,000円 上記金額の内訳は、次のとおりである。 (イ) 国内に係るもの 10,880,000円 (ロ) 国外に係るもの 7,700,000円 外国法人M社（国外事業者に該当する。）からの依頼によるものであり、調査はアメリカで行い、調査に係るレポート等は日本国内で作成している。 なお、当該調査に係る機器を新たに当課税期間に取得している（取得価額1,080,000円）が、アメリカの現地へ移送している。 また、当該調査機器に係る本船甲板渡し価格は1,158,000円である。
〔第二問〕問1 資料5 (4)④ ④ コンサルタント料 540,000円 D建物の賃貸事業について、国外の法律に詳しい国内の弁護士に支払っている報酬である。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料5 (3)② (ハ) その他の諸費用（43,320,000円）の内訳は、次のとおりである。 イ 企業向け説明会の開催費用 620,000円 販売用マンションHの入居者募集に係る広告の一環として現地に進出を検討している日本企業向けに東京で説明会を開催した際の会場設置費用である。 ロ アドバイザーに対する講演料 154,000円 上記イの説明会に招いた現地のアドバイザー（非居住者に該当する。）に係る報酬（特定役務の提供には該当しない。）である。
〔第二問〕問1 資料5 (5)② (ロ) (ロ) 建物の建築費 280,550,000円 上記ロの金額は、前期に課税仕入れを行い前期末において未成工事支出金に計上していた25,584,000円と、当期に課税仕入れを行い費用計上した254,966,000円の合計額である。 なお、甲社は、未成工事支出金に係る課税仕入れの時期については、消費税法第30条第1項第1号の規定により課税仕入れを行った日に仕入税額控除を行っている。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料5 (3)① (※5) (※5)「期首未成工事支出金」は、当課税期間に完成引渡しをした建設工事に係るものであり、このうち国内における課税仕入れに該当する金額は807,000円である。 10. 建設工事に係る課税仕入れ等については、すべて課税仕入れ等を行った日の属する課税期間において仕入れに係る消費税額の控除の対象としている。
〔第二問〕問1 資料5 (5)④ (5) 「不動産販売事業原価」の内訳は、次のとおりである。 ④ J戸建住宅に係るもの 48,189,000円 当期の11月4日に土地を購入し住宅を建築して販売したもので、内訳は、土地の仕入高24,200,000円、宅地造成費用800,000円、建物建築費23,189,000円である。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料5 (3)② ② 不動産販売原価に関する事項 (イ) 建築費（132,240,000円）の内訳は、次のとおりである。 イ 販売用マンションGの建築費 42,803,000円 ロ 販売用マンションHの建築費 89,437,000円（国内における課税仕入れに該当しない。） (ロ) 土地の取得価額等（53,000,000円）の内訳は、次のとおりである。 イ 販売用マンションGの建設用地18,400,000円（うち土地の造成費用2,400,000円） ロ 販売用マンションHの建設用地34,600,000円（うち土地の造成費用4,200,000円） 上記金額は、国内における課税仕入れに該当しない。
〔第二問〕問1 資料5 (7)② ② 「支払手数料」 2,940,800円 上記金額には、外国法人乙社（非居住者）が発行する社債を取得するため、内国法人である国内の証券会社に支払った媒介手数料80,000円が含まれており、その他はすべて課税仕入れとなる金額で、すべて共通課税仕入れに該当する。	●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料6 (1) (1) 「有価証券」926,200円 外国法人（非居住者）の発行する社債（上記5(5)②参照）で、当課税期間中に投資目的で取得したものである。上記金額には取得時において支払った国内の証券会社に対する購入手数料46,200円が含まれている。

ズバリ的中!

〔第二問〕問1 資料1 (7) ③④

④ 法人用クレジットカードの年会費

23,760円

〔第二問〕問1 資料5 (8) ②

② 外国法人乙社（非居住者）の社債利息

300,000円

〔第二問〕問1 資料5 (9)

(9) 「有価証券売却益」600,000円は、国内に所在する合資会社の出資持分（帳簿価額3,000,000円）を3,600,000円で売却したことによる売却益である。

〔第二問〕問1 資料5 ⑩①

⑩ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

① 損害賠償金

180,000円

上記金額は、B建物において当課税期間中に賃貸借契約を解除した招借人が、明渡しの期日までに退去せず、1月遅れて退去したため、当該賃借人から受け取った通常の家賃の1.5倍に相当する損害賠償金である。

〔第二問〕問1 資料5 ⑩②

② 照明器具の譲渡に係るもの

50,000円

上記金額は、モデルルームで使用した照明器具を甲社の役員に対して譲渡した際に受け取ったものである。当該照明器具は、取得時において全額費用処理しており、譲渡時の時価は230,000円である。

〔第二問〕問1 資料6

6 甲社の固定資産台帳（一部抜粋）は、次のとおりであり、いずれも当課税期間の末日において使用している。

(単位：円)

名称	取得年月	取得価額	減価償却費	期末残高
営業用車両	平成28年4月	4,950,000	618,852	1,239,565
応接セット	平成28年8月	1,180,000	176,020	528,623
宅配ボックス	平成30年11月	378,000	69,300	308,700

㉔ ① 営業用車両は、1台あたり1,650,000円（うち付随費用153,000円）のものを3台取得したものである。

② 応接セットは、本社応接室において来客用に使用するもので、社会通念上一の取引単位と認められるものである。また、取得価額には取得時運搬費用110,000円が含まれている。

③ 宅配ボックスは、上記5(1)④に係るものである。

〔第二問〕問2 資料3

【資料3】丙社の概要

(1) 資本金は10,000,000円であり、設立時より変更はない。

(2) 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はない。

(株主) (持株割合)

D氏（Fの父、Aと別生計） 55%

E氏（Fの兄、Aと別生計） 35%

F氏（Aの妻、Aと生計一） 10%

(3) 丙社は造園業を営んでいる。各課税期間における取引の状況は次のとおりであり、丙社は設立以来課税事業者である。

なお、() 内の金額は、それぞれの課税期間の開始の日以後6月の期間の金額である。

(単位：円)

取引の状況	第10期 自平成27年2月1日 至平成28年1月31日	第11期 自平成28年2月1日 至平成29年1月31日
	388,000,000 (189,000,000)	501,000,000 (246,000,000)

課税資産の譲渡等の金額

取引の状況	第12期 自平成29年2月1日 至平成30年1月31日	第13期 自平成30年2月1日 至平成31年1月31日
	550,000,000 (275,000,000)	500,000,000 (235,000,000)

課税資産の譲渡等の金額

●全国公開模試〔第二問〕問2 資料7 (6) ⑯

⑯ 「その他の費用」には、A社が事業用に使用しているクレジットカードに係る年会費25,000円が含まれており、その他の取引で課税仕入れに該当するものの金額は1,224,560円である。なお、課税仕入れに該当するものはすべて共通課税仕入れに該当する。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕資料5 (5) ②

② 外国法人（非居住者）が発行する社債の利子

55,440円

●補助問題 第2回〔第二問〕問1 資料6 ⑯②

② 匿名組合Kの出資持分（帳簿価額1,000,000円）を、L社に1,300,000円で譲渡したもの

300,000円

●補助問題 第4回〔第二問〕資料6 ㉔①

㉔ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

① 居住用賃貸マンションの一室の明渡し遅滞により収受した賠償金

550,000円

●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料Ⅳ4 (4) ③

③ 固定資産の売却益

100,000円

甲社の役員に対して不要になった備品（帳簿価額0円、時価相当額245,000円）を100,000円で譲渡したことによるものである。

●全国公開模試〔第二問〕問2 資料8

8 各課税期間の固定資産の取得状況は次のとおりであり、資料以外は考慮不要とする。

なお、特に断りのある場合を除き当課税期間の末日において所有している。

	取得年月	名称	支払金額	用途等
①	平成30年2月1日	製造用機械P	48,600,000円	既存3店舗※1
②	平成30年2月12日	店舗内装工事Q	29,160,000円	既存3店舗※2
③	平成30年2月15日	自動車R	5,883,000円	製品、商品配送用※3
④	平成30年2月20日	太陽光発電設備	12,500,000円	
⑤	平成31年2月1日	製造用機械S	17,820,000円	新店舗※4
⑥	平成31年2月10日	店舗内装工事T	12,960,000円	新店舗※4
⑦	平成31年2月18日	自動車U	2,160,000円	製品、商品配送用※4
⑧	令和元年5月1日	自動車V	2,890,400円	製品、商品配送用※3

※1 1台あたり16,200,000円の製品製造用機械を既存3店舗において1台ずつ配置している。

※2 1店あたり9,720,000円である。

※3 1台当たり1,961,000円の車両を既存3店舗において1台ずつ配置していたが、そのうち1台は令和元年5月1日に取得した自動車Vの取得時に下取り（上記7(2)参照）されている。⑧の支払金額は、その下取り金額を差し引いた金額である。

※4 新店舗の outlets にあたり支出したものである。

●全国公開模試〔第二問〕問2 資料1

1 A社は、個人X及びXの妻Yの出資により資本金900万円で前課税期間の平成30年1月1日に設立された12月末決算法人であったが、当課税期間中の平成31年1月に事業年度を9月末に変更している。Xは発行済み株式の60%を、Yは発行済み株式の40%を保有している。

A社の前課税期間の取引の状況は次のとおりであり、前課税期間においては3店舗（以下「既存3店舗」という。）で営業を行っていたが、当課税期間に1店舗（以下「新店舗」という。）オープンし、4店舗（以下「店舗」という。）となっている。

(単位：円)

A社の取引の状況	前課税期間	
	自平成30年1月1日 至平成30年6月30日	自平成30年7月1日 至平成30年12月31日
I 資産の譲渡等の金額	164,379,542	185,768,329
Iのうち非課税取引に係るもの	527,561	765,932
II Iの売上げに係る対価の返還等	1,223,451	1,432,459
III 支払給与等の金額	47,456,221	55,476,369

ズバリのぞ中!